

第2章 全体構想

1 将来都市像

「第7次一宮市総合計画」の都市将来像及び本市の都市づくりの現況と課題を踏まえ、都市計画における【将来都市像】を次のように設定します。

都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち ～多拠点ネットワーク型都市の構築～

本市は、公共交通（鉄道・路線バス）や高速道路が充実しており、交通利便性の高い都市です。また、清流木曽川に接し、郊外には農地や社寺林が点在するなど豊かな自然を感じることができます。

これら本市の特徴を活かし、また、尾張地域を代表する中核的な都市として、将来見込まれる人口減少や高齢化の進行も考慮しただれもが住みよいまちづくりを進めるため、本市の歴史や現在の暮らしに対応した拠点の形成を図り、これらを公共交通などでネットワーク化し連携する、多拠点ネットワーク型都市の実現による持続的発展を目指します。

2 都市づくりの目標

前章で整理した都市の課題を受け、4つの都市づくりの目標を設定します。

【都市の課題】

- ①人口の集約による地域コミュニティの維持
- ②人口減少下における生活サービス施設の維持
- ③中心市街地の活性化
- ④産業構造の変化への対応
- ⑤災害などに対する安全・安心の確保
- ⑥豊かな自然や農地、公園・緑地の保全・活用
- ⑦環境負荷の少ない都市構造の形成
- ⑧地域の歴史と文化の保全・活用
- ⑨多様なまちづくり活動の担い手育成

【都市づくりの目標】

■目標1 「持続可能で安全・安心な 都市構造の構築」



■目標2 「都市機能の集積による拠点の強化」



■目標3 「誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保」



■目標4 「愛着と誇りの持てる 地域文化の形成と継承」



各目標に対し、具体的な都市の姿を設定します。そして、都市づくりの目標から都市の姿を展望し、土地利用などの基本的な方向性を「5. 部門別の方針」に定めます。

【部門別の方針】

	土地利用	道路	公共交通	公園緑地	下水道及び河川	その他都市施設	市街地開発事業	景観形成	環境形成	都市防災
【都市づくりの目標】										
■目標1 「持続可能で安全・安心な都市構造の構築」	●	●	●	●	●		●		●	●
1-1:人口の集約による持続可能な都市	○						○			
1-2:公共交通や自転車・歩行者が利用しやすく、環境負荷の少ない都市		○	○					○	○	
1-3:災害や事故に対する安全性が高い都市		○		○	○					○
■目標2 「都市機能の集積による拠点の強化」	●	●	●				●			
2-1:尾張地方の中核として、高密度な中心市街地が形成された都市	○						○			
2-2:生活圏に応じ、機能分担した拠点が形成・連携された都市	○		○							
2-3:広域交通体系を活かした産業拠点が構築された都市	○	○								
■目標3 「誰もが豊かに暮らし続けることができる生活環境の確保」	●		●	●	●	●		●	●	●
3-1:多様な生活ニーズに対応し、利便性の高い都市	○		○		○	○				
3-2:身近な自然を守り、これを活用する都市				○				○	○	
3-3:地域コミュニティが守られる都市	○									○
■目標4 「愛着と誇りの持てる地域文化の形成と継承」		●		●				●	●	●
4-1:地域の歴史や文化が継承される都市				○				○	○	
4-2:新たな交流が生まれ、更なる愛着と誇りが持てる都市	○		○					○		
4-3:多様なまちづくりの担い手が活動する都市								○	○	○

3 計画フレーム

本マスタープランにおける計画フレーム※は、以下のとおり設定します。

- 将来人口については、第7次一宮市総合計画と整合をとり、2030年(令和12年)の総人口を376,574人と設定します。
- 住宅系市街地規模については、人口減少が見込まれるなかにおいても世帯数の増加に伴い、新たな住宅系市街地 約21ha(2030年(令和12年))が必要です。そこで、新たな市街地の形成や高密度なまちなか居住の推進、市街化区域内面的未整備地区での都市基盤整備や低未利用地の活用、住宅空き家のストック活用などで対応します。
- 産業系市街地※規模については、産業構造の変化を考慮した土地利用の転換や産業拠点の形成に向けて、新たな産業系市街地 約88ha(2030年(令和12年))が必要です。そこで、高速道路のインターチェンジ周辺など、広域交通ネットワークの既存ストックを活用できる場所で対応します。

■ 将来人口

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年) (おおむね10年後)	2040年 (令和22年) (おおむね20年後)
総人口(人)	386,410	385,199	376,574	366,670
世帯数(世帯)	142,480	144,242	146,945	148,054

・総人口：2015年は住民基本台帳。2020年以降は「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来推計値。

〔合計特殊出生率：2030年に1.8、2040年に2.07を達成すると仮定
純移動数を現在の2倍程度(+1,800人/5年)まで増えると仮定〕

・世帯数：2015年は国勢調査。2020年以降は過去25年(1990年)のデータによるトレンド予測。

■ 住宅系市街地

項目	指標
2030年(令和12年)市街化区域人口	229,431人
2030年(令和12年)に必要な住宅系市街地	約21ha

■ 産業系市街地

項目	指標
2030年(令和12年)市内総生産	1,047,713百万円
2030年(令和12年)に必要な産業系市街地	約88ha

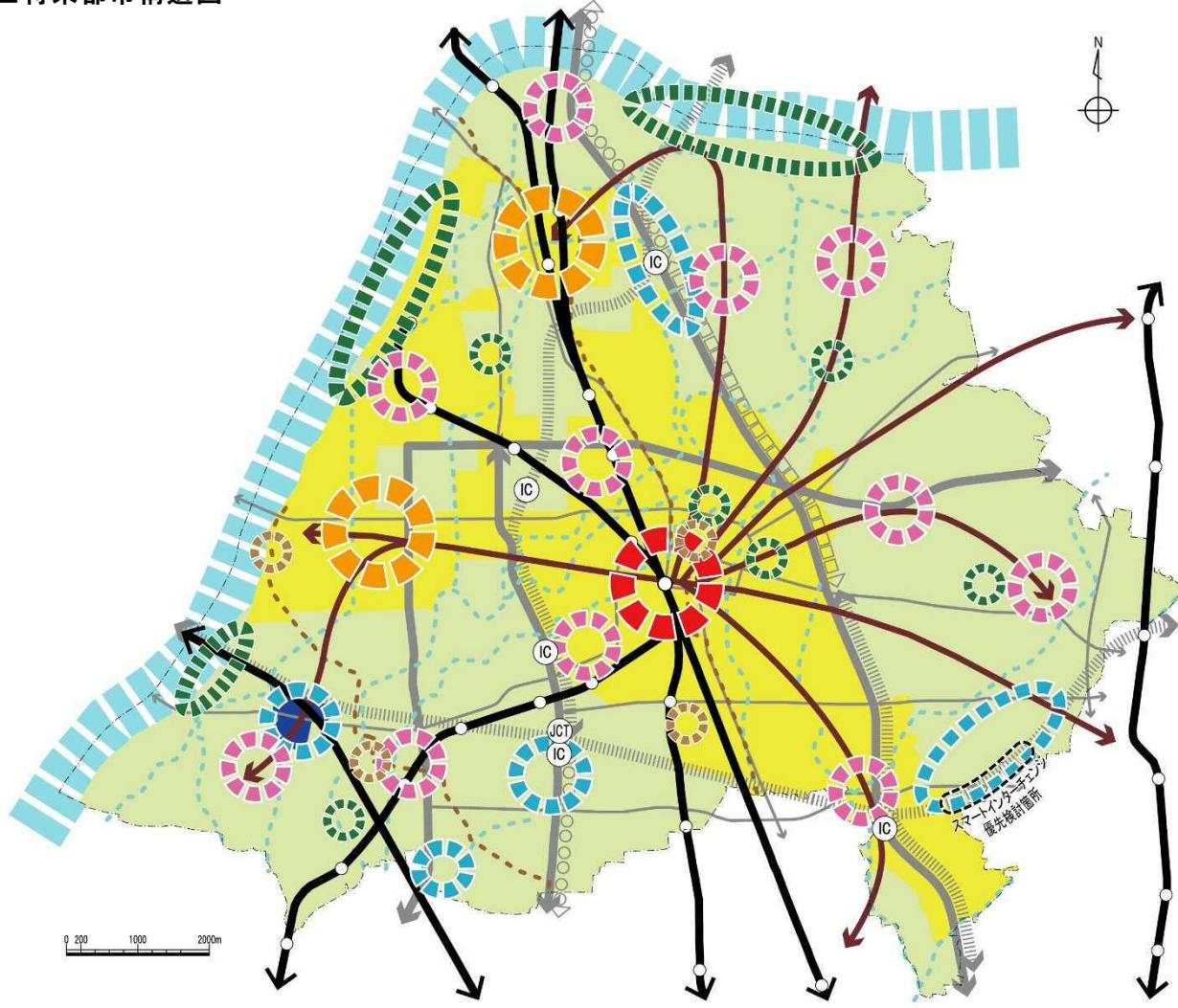
・産業系市街地：工業と商業に係る産業用地を主体とした市街地。

4 将来都市構造

(1) 本市が目指す将来都市構造

将来都市像である【都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち】の実現に向け、本市の歴史的・地理的特徴を活かし、持続可能な都市形態として【多拠点ネットワーク型都市】を目指します。

■ 将来都市構造図



凡 例

<ゾーン>	<拠点>	<ネットワーク>	
都市居住ゾーン	都市拠点	道路	広域幹線道路
田園環境共生ゾーン	副次的都市拠点		（□□□□）（計画路線調査区間）
工業集積ゾーン	地域生活拠点		（○○○○）（計画路線）
	産業拠点		幹線道路
	レクリエーション拠点（大規模公園施設等）		（↔） 鉄道
	歴史文化拠点		（↔） 主要バス
		水と緑のネットワーク	
		都市と歴史のネットワーク	

(2) 将来都市構造の構成要素

① 拠点

都市拠点

一宮駅周辺を都市拠点に位置づけ、尾張地域の中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上を図ります。

■都市拠点のイメージ



副次的都市拠点

尾西庁舎周辺、木曽川駅周辺を副次的都市拠点に位置づけ、市西部及び北部地域における都市機能の集積及び維持向上を図ります。

■副次的都市拠点のイメージ



地域生活拠点

出張所または公民館周辺を地域生活拠点に位置づけ、日常生活を支える機能の集積及び維持を図ります。特に、丹陽町出張所周辺においては、市南部地域のにぎわいの核を目指します。なお、都市拠点及び副次的都市拠点は、地域生活拠点としての機能も兼ねるものとします。

■地域生活拠点のイメージ



産業拠点

既存工業団地や高速道路インターチェンジなどの既存ストックを活用できる場所を産業拠点に位置づけ、工業・物流施設や農商工が連携した地域の振興に資する施設などの充実・集積を図ります。特に、スマートインターチェンジ優先検討箇所となっている尾張一宮パーキングエリアの周辺では、広域交通ネットワークの優位性を活かし、産業や交流機能の立地誘導を図ります。

レクリエーション拠点

大規模公園緑地などをレクリエーション拠点に位置づけ、整備促進及び利用増進を図ります。

歴史文化拠点

真清田神社などの本市の歴史性を象徴する地区を歴史文化拠点として位置づけ、地域資源として維持・活用を図ります。

②ネットワーク

道路ネットワーク

産業振興や周辺都市、市内拠点間の交流促進に資する道路網を形成するとともに、渋滞緩和などの道路交通の円滑化、災害に強い道路ネットワークの形成を図ります。

公共交通ネットワーク

公共交通による拠点間の連携強化を推進するとともに、過度な自動車依存の抑制に向け、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。

水と緑のネットワーク

木曽川、公園・緑地、社寺林などを結ぶ良好な自然環境を有するネットワークの形成を図ります。

都市と歴史のネットワーク

岐阜街道、美濃路を位置づけ、歴史的な面影が残されたネットワークの形成を図ります。

③ゾーン

都市居住ゾーン

市街化区域のうち工業専用地域※を除いた区域を都市居住ゾーンとし、利便性が高く良好な居住環境の形成を図ります。

田園環境共生ゾーン

市街化調整区域を田園環境共生ゾーンとし、自然や農地の維持・保全と地域コミュニティの維持・増進を図ります。

工業集積ゾーン

市街化区域のうち工業専用地域を工業集積ゾーンとし、生産力拡大に向けた良好な操業環境の形成を図ります。

5 部門別の方針

(1) 土地利用の方針

【基本的な方針】

- ・尾張地域の中核都市にふさわしい都市拠点として、都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を推進します。
- ・副次的都市拠点、地域生活拠点では、それぞれの規模に応じた都市機能の集積を図ります。
- ・本市の特性である用途混在※(住工など)については、土地利用変化の動向をみながら適切な都市計画の見直しなどを行います。
- ・中心市街地への都市機能の誘導のため、準工業地域※における新たな大規模集客施設※などの立地抑制を図ります。
- ・市街化調整区域は市街化の抑制と農用地保全を基本としつつ、利便性の高い地区に限定し、居住や産業の立地誘導を図ります。

■市街化区域の土地利用方針

【住宅系土地利用の方針】

①専用住宅地

- 良好な住環境の維持・形成を図ります。

②住宅地

- 多様な住まいのニーズに配慮しつつ、低中密度な住宅市街地の形成を図ります。
- 人口減少が見込まれるなか、依然増加傾向にある新規世帯の受け皿として、空き家・空き地の利活用を図りつつ、用途地域※の見直しや地区計画制度※などを活用し、市街化区域への人口集約を図ります。
- 災害リスクの高い地域については、防災・減災対策の進捗状況を踏まえた土地利用を図ります。

【商業系土地利用の方針】

③商業業務地

- 現在の商業業務施設の維持を図ります。
- 都市拠点では、まちなか居住に加え、広域的な商業施設をはじめとした多様な機能が集積した土地利用の誘導を図ります。
- 副次的都市拠点では、用途地域の指定に基づく、日常生活に必要な施設の誘導を図ります。

④沿道複合地

- 主要な幹線道路※沿道については、そのアクセス性を活かした商業施設などの誘導を図るとともに、背後の住宅地に配慮し、必要な場合には用途地域の見直しや地区計画制度の活用により適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。

⑤住商混合地

○日常生活に必要な施設の誘導を図り、徒歩や自転車、公共交通機関を中心に、生活利便の高い低中密度な土地利用を図ります。

【工業系土地利用の方針】

⑥専用工業地

○計画的に形成された工業団地については、現在の良好な操業環境の維持を図ります。

⑦工業地

○大規模な工業・物流施設については、周辺環境との調和に配慮し、操業環境の維持・改善を図ります。

⑧住工混合地

○伝統的地場産業の持続に配慮し、小規模な工業施設と住宅地の一定の混在を許容し、「のこぎり屋根」という伝統的な建築様式を持つ工業施設を景観資源の一つとして位置づけ、保全・活用を図ります。

○住居系への特化傾向が強い地区においては、工業施設の立地状況などを勘案し、必要な場合には住居系用途への変更や地区計画制度を活用し、良好な居住環境の形成を図ります。

■市街化調整区域の土地利用の方針

⑨集落地・農用地

○農用地については、積極的な維持・保全を図り、無秩序な開発の抑制を図ります。

○集落地については、鉄道駅周辺や地域生活拠点周辺などの利便性の高いエリアにおいて、市街化区域への編入や「市街化調整区域内地区計画運用指針」による地区計画制度を活用し、良好な環境と景観の保全を図りながら、地域コミュニティの維持及び日常的な利便性の確保を図ります。また、既存集落地として、すでに地域コミュニティが形成されている地区においては、持続的な居住環境の形成のため、地区などを限定して都市計画法第34条第12号※の規定に基づく条例を活用することで、地域コミュニティ、公共交通ネットワークの維持を図るとともに、市街地のスプロール※化抑制に努めます。

○既存工業団地や高速道路インターチェンジ周辺などの既存ストックを活用できる産業拠点では、市街化区域への編入や、「市街化調整区域内地区計画運用指針」による地区計画制度、都市計画法第34条第12号の規定に基づく条例なども活用しつつ、周辺の土地利用状況に配慮した操業環境の形成を図ります。

■その他土地利用の方針

○字界などによって、区域区分や用途地域が決められている境界部においては、必要に応じて道路、河川などにより、境界の明確化を行った上で、近接する現在の土地と一体となった有効利用を図ります。

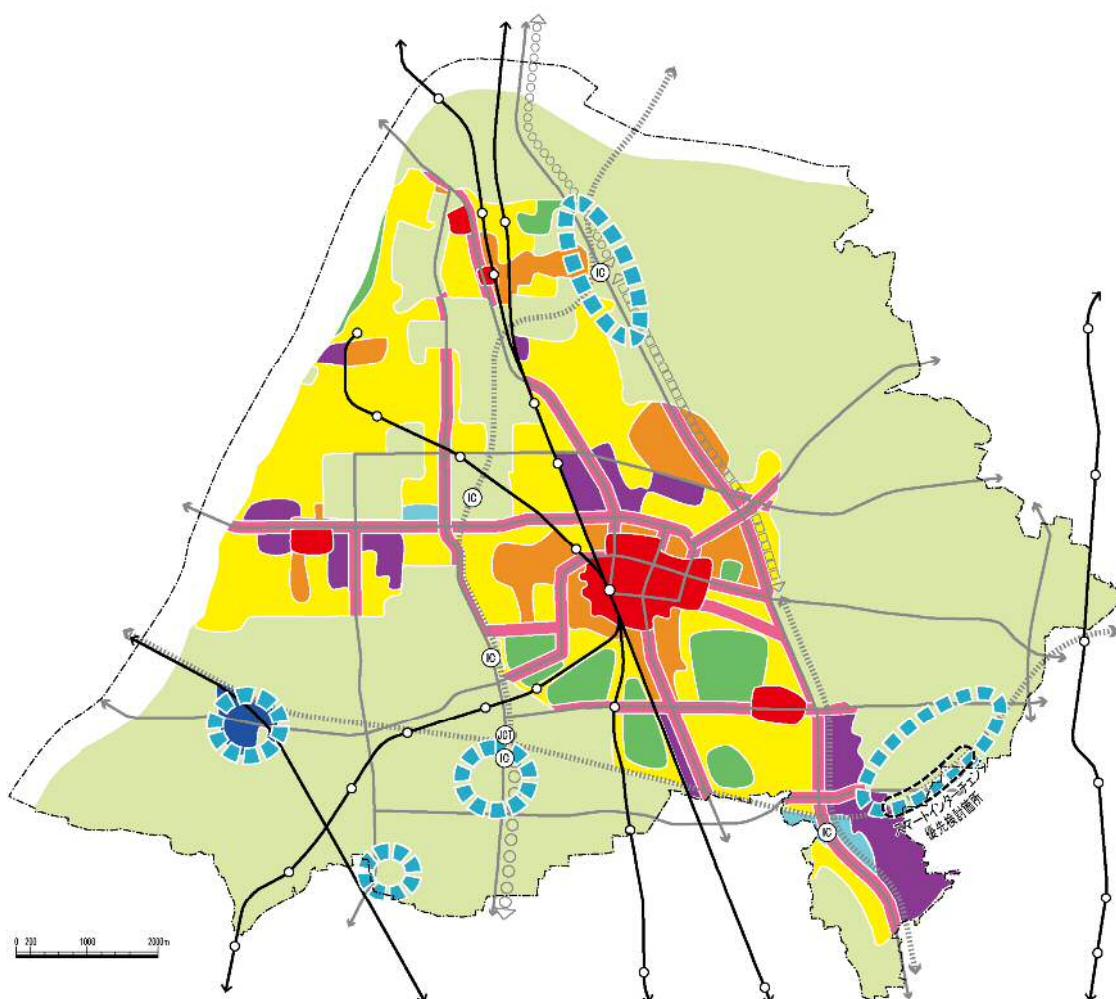
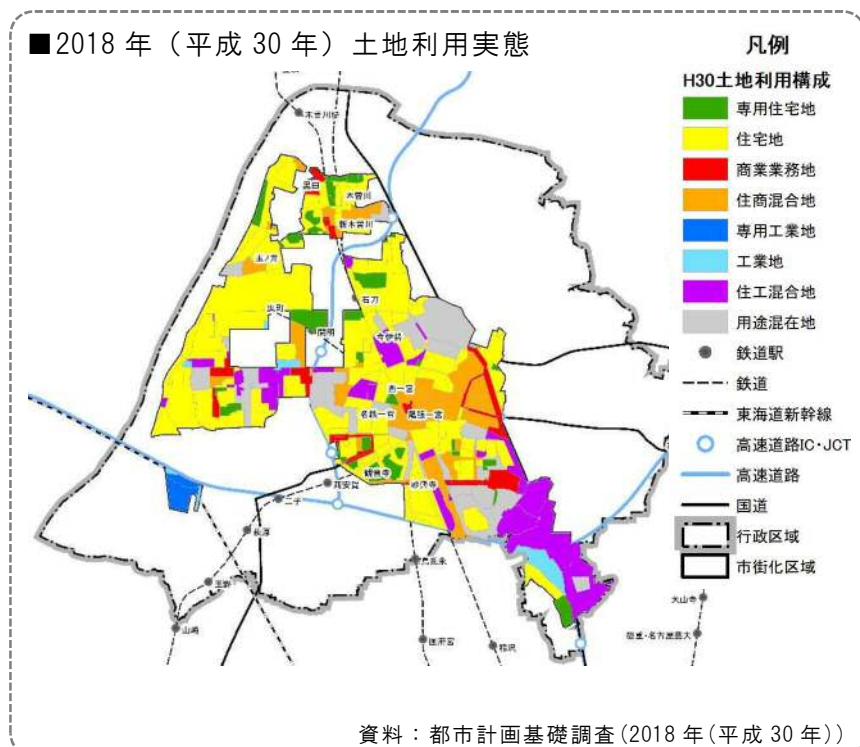
○スマートインターチェンジ優先検討箇所となっている尾張一宮パーキングエリアの周辺では、広域交通ネットワークの優位性を活かし、産業や交流機能の立地誘導を図ります。

○広域的な交通利用が見込める道路の沿道では、道路利用者と地域住民の利便性の確保や地域活性化の拠点となる農産物等の直売所・道の駅などの立地を検討します。

■2018年（平成30年）土地利用実態

■土地利用方針図

○2018年（平成30年）の土地利用実態及びスマートインターチェンジ優先検討箇所である尾張一宮パーキングエリアの周辺における開発ポテンシャルを踏まえ、今後本市が目指すべき土地利用の方針を以下のように定めます。



(2) 都市施設の方針

① 道路

【基本的な方針】

- ・尾張地域全体の産業振興や都市間の円滑な交通処理に資する道路ネットワークの形成に向け、広域幹線道路※や幹線道路の整備を促進します。
- ・道路における自転車及び歩行者の安全で快適な通行空間を確保し、既存ストックの活用による通行空間の形成を図ります。
- ・防災・減災を考慮した災害に強い道路ネットワークの形成及び道路空間の確保を図ります。
- ・道路を常時良好な状態に保つよう、定期的に点検し、道路の修繕を効率的に行い、機能維持の強化を図ります。

■ 広域幹線道路の方針

- 名岐道路延伸区間及び一宮西港道路を広域幹線道路に位置づけ、産業振興などに資する重要な路線として関係機関との整備促進に向けた調整を行います。
- 広域交流の促進、産業振興や地域活性化を図るため、尾張一宮パーキングエリアにスマートインターチェンジの設置を検討します。

■ 幹線道路の方針

- 尾張地域の骨格となる道路ネットワークの形成に向け、北尾張中央道、西尾張中央道（名鉄尾西線の高架化）の整備を促進します。
- 都市間の円滑な交通処理を図るため、名古屋江南線、萩原祐久線、萩原多気線、一宮春日井線などの整備を促進するとともに、地域内の交通状況を踏まえた道路整備を進めます。
- 未整備区間においては、既存ストックを活用した道路ネットワークの形成、公共交通やまちづくりとの連携、道路が持つ防災機能などを考慮した上で適宜見直しを行い、道路整備プログラム※の検討を行うなど計画的な整備を進めます。

■ 北尾張中央道



■ 自転車ネットワーク・歩行空間の方針

- 自転車活用推進計画※に基づき、特に中心市街地を核とする安全で快適な自転車走行環境の整備を進めます。
- 整備済みの路線については、既存ストックの活用により、安全で快適な歩行空間の形成を図ります。
- 歩行者を中心とした「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を図ります。

②公共交通

【基本的な方針】

- ・地域・交通事業者・市が連携・協働し、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

■公共交通ネットワークの形成方針

- 都市拠点と副次的都市拠点及び地域生活拠点を鉄道、バス路線で結ぶことにより、公共交通ネットワークの形成を図ります。
- 鉄道の利便性を高めるため、駅前広場の整備など駅としての機能の充実により、利用を促進します。
- ネットワークの補完・充実のための新たな移動手段を検討します。

③公園緑地

【基本的な方針】

- ・木曽川をはじめ市内を流下する河川や水路、集落地などに数多く見られる社寺林、公園・緑地により、市全域にわたる水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・都市公園※については、社会情勢の変化や地域の実情・特性などを勘案し、これからの本市の活力と個性を支える公園のあり方を検討し、適切な配置に努めます。

■公園緑地の方針

- 都市公園や社寺林などによる緑の拠点を形成し、河川や緑道により水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 土地区画整理事業により、計画的な公園整備を進めます。
- 大規模公園などレクリエーションの拠点については、地域特性やニーズを踏まえ、周辺環境や利用状況に応じ、民間活力※の導入による多様な整備及び管理手法を検討します。
- 社寺林などは地域の重要な緑の資源として、保全配慮地区※を指定し、保全を図ります。
- 公共施設や民有地の緑化を推進するため、緑化地域制度※などを検討し、助成制度の活用を促進します。
- 農地は、重要な緑資源であり、優良な農業生産基盤として保全を図るとともに、農業体験の場として活用します。特に都市農地については、防災機能や景観・環境機能などさまざまな役割を担うことから、生産緑地地区※の新規指定を促進するとともに、特定生産緑地制度※の活用により保全を図ります。

■浅井山公園



④下水道及び河川

【基本的な方針】

- ・洪水や浸水による被害を軽減するため、河川・水路・下水道(雨水)の整備や雨水流出抑制※施設の整備を推進するなど、一宮市総合治水計画に基づいた総合的な治水対策を行います。
- ・居住環境の改善と公共用水域※の水質の保全を図るため、汚水処理施設の整備及び適切な維持更新を進めます。
- ・木曽川をはじめとした河川空間について、質の向上や多面的な活用を推進します。

■下水道の方針

- 公共下水道(汚水)の未整備区域については、未普及人口※の分布状況を把握し、効率的な整備を進めます。
- 台風や局地的豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水管きょ及び雨水貯留施設※などの整備を進めます。
- 下水道施設の長寿命化に向けた取組を進め、計画的に改築などを行い適切な維持管理を進めます。

■河川の方針

- 台風や局地的豪雨による洪水や浸水による被害を軽減するため、堤防整備や河道改修などの河川改修を促進します。
- 雨水貯留施設・浸透施設や調整池の整備を図るとともに、民間の開発にも指導・啓発を行い、河川への雨水流出を抑制します。
- 木曽川においては、親水性の向上と併せてサイクリングロードの整備を進めるとともに、水辺の新しい活用の可能性を創造する「ミズベリング138」の取組を推進します。

⑤その他都市施設

1) 駐車場

【基本的な方針】

- ・駐車場機能の確保のため、将来需要を考慮した維持更新を推進します。

■駐車場の方針

- 将来の駐車需要を踏まえた駐車場整備地区※及び駐車場整備計画※、また、附置義務駐車場※により必要な駐車場を確保します。
- 拠点周辺など、交通需要の高まりが想定される地区については、パークアンドライド※や集約駐車場※を検討します。
- 一宮駅東地下駐車場及び銀座通公共駐車場においては、銀座通地上部との一体整備によるまちなかのにぎわい創出に向けた利活用を検討します。

2) 供給処理施設

【基本的な方針】

- ・既存施設の機能維持を図ります。
- ・将来的な供給処理施設などの計画においては、土地利用方針を踏まえた位置の選定や周辺環境への配慮を検討します。

■供給処理施設の方針

- 衛生処理場、環境センター、浄水場などの供給処理施設については、健全かつ安全・安心な市民生活環境を確保するため、今後も機能維持を図ります。
- 今後の供給処理量に応じ、適宜、周辺土地利用などに配慮した上で施設更新を検討します。

(3) 市街地開発事業の方針

【基本的な方針】

- ・都市拠点である一宮駅周辺地域において、民間活力の導入を促すなど、効果的な市街地整備を検討します。
- ・計画的な市街地形成が必要な地区においては、土地区画整理事業の活用により、良好な居住環境の形成を図ります。
- ・土地利用や施設立地などの市街化状況、事業実施に対する合意形成により、土地区画整理事業による面的整備が困難な場合は、地区計画制度の活用など、柔軟な整備手法を検討します。

■市街地再開発事業※の方針

- リニアインパクト※や尾張一宮駅前ビル(i-ビル)の整備効果を活かした民間開発の促進に向け、一宮駅周辺における土地の高度利用を目指し、指定容積率の見直し、高度利用地区※や再開発等促進区※の指定、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業※を活用し、本市の中心にふさわしいにぎわいのある市街地の形成を図ります。

■一宮駅周辺



■土地区画整理事業の方針

- 外崎地区では、市南部地域のにぎわいの核を目指し、居住及び都市機能を誘導するため、土地区画整理事業により、良好な市街地の形成を図ります。
- 尾張一宮パーキングエリア周辺において、スマートインターチェンジを活用した土地区画整理事業などの面的基盤整備により、産業や交流機能の立地誘導を図ります。

(4) 景観形成の方針

【基本的な方針】

- ・一宮市景観基本計画及び一宮市景観計画の方針などを踏まえ、市民・事業者・行政が協働して良好な景観の保全及び形成を図ります。

■市街地景観の形成に向けた方針

- 一宮駅を中心に、歩きたくなる魅力ある景観、ゆっくりできるオープンスペースなどくつろぎ空間の形成などにより、中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくりを推進します。
- 落ち着きがあり愛着が持てる住まいの景観、工業団地やせんい団地などの周辺環境と調和した良好な景観など、住みやすく働きやすい環境を支える景観づくりを推進します。

■自然景観の形成に向けた方針

- 木曽川に沿った楽しめるみち、古いまちなみや堤防に沿った坂道など、木曽川の雄大な自然と一宮の歴史が一体となった景観づくりを推進します。
- 優良農用地の保全により広がりが保たれた景観、集落地の原風景が活きる景観など、身近な原風景のなかに美を見出す水と緑のネットワークによる景観づくりを推進します。

■歴史景観の形成に向けた方針

- 真清田神社や妙興寺、美濃路(起宿・萩原宿・富田一里塚)などの歴史資源を継承し、現代に活かす景観づくりを推進します。
- 市民や地域の企業などによる歴史的景観を活かしたまちづくり活動を支援します。

(5) 環境形成の方針

【基本的な方針】

- ・第3次一宮市環境基本計画の方針などを踏まえ、安全で快適な生活環境の保全や豊かな自然環境の保全を図るとともに、循環型社会^{*}の実現や地球温暖化防止の実現に向けた環境負荷の少ない持続可能な都市の形成を図ります。

■生活環境の保全に向けた方針

- 低公害車の普及や街路・屋上・壁面などの緑化促進などによる大気汚染対策、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進などによる生活排水対策、廃棄物の適正処理や土壤汚染対策により、安全で快適な生活環境の保全を図ります。

■自然環境の保全に向けた方針

- 木曽川河川敷の河畔林や社寺境内の社寺林、散在する屋敷林や田畠などは、多様な生きものの生息環境として保全するとともに、市民のやすらぎ、リフレッシュの場としての有効活用を図ります。
- 木曽川をはじめとした河川や水路などは、良好な水質や水量を維持し、また多様な生きものの生息環境として保全するとともに、水や緑とふれあい、やすらぐ場としての有効活用を図ります。

■緑の多い空間（尾西南部）



■循環型社会の実現に向けた方針

- ごみの発生抑制や資源の有効活用に加え、循環型ライフスタイルの実践に向けた情報発信、活動支援などを行い、環境負荷の低減を図ります。

■地球温暖化防止に向けた方針

- 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの利用促進、公共交通の利用促進、徒歩・自転車で移動しやすい環境整備、次世代自動車(電気自動車・水素自動車など)の普及促進などにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 環境センターでつくられた再生可能エネルギー^{*}由来の電力などを公共施設へ供給することにより、エネルギーの地産地消を推進し、市内の二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(6) 都市防災の方針

【基本的な方針】

- ・大規模自然災害（地震や火災の発生、台風や局地的豪雨などによる河川の氾濫や市街地の内水氾濫※など）による被害を最小限に抑え、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本とし、災害が起きても速やかな復旧・復興が可能な、強くしなやかな都市の形成を図ります。

■火災・震災に強いまちづくりに向けた方針

- 建築物の密集度や市街地の防火性などを考慮し、防火地域※及び準防火地域※の見直しの検討を行い、建築物の面的な不燃化を促進します。
- 建築物の倒壊による被害拡大を防止するため、建築物の耐震改修などを促進します。
- 災害時の避難、救助・物資などの輸送路を確保するため、広域幹線道路及び幹線道路の整備を促進します。
- 上下水道施設などのライフライン、道路、橋梁などの公共施設の耐震性の向上を進めます。
- 密集市街地における防災性の向上を図るため、地区計画制度の活用などにより、狭あい道路※の改善を図ります。
- 緑地や都市公園などのオープンスペース及び街路樹は、災害時に遮断地帯、避難地帯及び緩衝緑地などとして有効に機能することから維持・確保を図ります。
- 農地は、災害時の避難空間など、防災上重要な機能を有することから、防災協力農地制度※の活用を検討します。
- 大地震による被害を想定し、発災後に迅速かつ着実に復興できるよう、事前復興まちづくり計画※の策定を検討します。

■風水害に強いまちづくりに向けた方針

- 河川・水路の改修や雨水管きょ、ポンプ場の整備などに加え、雨水流出抑制施設の整備を進めます。また、保水・遊水機能として防災上重要な機能を有する農地の保全を図り、雨水流出を抑制します。

■防災意識の高揚と支援に向けた方針

- 浸水災害の危険性がある区域では、住民に対し危険個所を周知し、避難体制の構築を図ります。
- 住民への迅速・確実な情報伝達と円滑な避難活動を誘導するため、ハザードマップの整備・活用など、災害・救急・災害予防に関する情報提供を行います。
- 地域の防災力向上を図るため、防災意識の啓発や自主防災リーダー育成などの取組を図ります。
- 危険な盛土等が居住環境に影響を及ぼさないよう、国、県など関係機関と連携を取りながら対応を図ります。

